

定期積金

2023年10月2日現在

1. 商品名(愛称)	定期積金 (スーパー定積)
2. 販売対象	・ 個人および法人のお客さま
3. 期間	・ 6ヵ月以上5年以内
4. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・ 証書記載の払込日に掛金を払込むものとします。 ・ 1,000円以上 ・ 1,000円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に掛金総額と給付補填金を一括してお支払いいたします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 (契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します。) ・ 給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	・ 個人のお客さま…20.315%の源泉分離課税 (国税15.315%、地方税5%) 注) 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税 (0.315%)」が付加課税されます。 ・ 法人のお客さま…総合課税
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	・ 個人のもものは「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期積金の約定利率に0.7%上乗せした利率) ・ 当座預金または普通預金からの自動振替による受入れができます。
10. 中途解約時の お取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金利率により計算した利息とともにお支払いいたします。
11. 金利情報の 入手方法	・ 金利 (年利回り) は店頭備え付けの金利表示装置または窓口へご照会下さい。 ・ 給付補填金を含めた契約金額については、窓口にご照会ください。
12. 預金保険	・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円まで (決済用預金を除きます) とその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護の対象となります)
13. その他参考と なる事項	・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 ただし満期日を繰延べない場合には、当初契約時の店頭表示の利回り (1年を365日とする日割計算) の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。
14. 苦情処理措 置・紛争解決措 置	苦情処理措置 : 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部 (9時~17時、フリーダイヤル : 0120-308-770、電話 : 03-3742-0621) にお申し出ください。 紛争解決措置 : 東京弁護士会 (電話 : 03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話 : 03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話 : 03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所 (9時~17時、電話 : 03-3517-5825) にお申出ください。なお、上記の各弁護士会 (東京三弁護士会) に直接申立ていただくことも可能です。また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) 一がございます。ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。